

1-005

# 役員報酬及び費用弁償に 関する規程

伯耆町社会福祉協議会

## 社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員並びに役員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

**第2条** 役員に報酬を支給する。

- 2 会長理事の報酬は、月額80,000円とする。ただし、本会の経営状況等を考慮して減額することができる。
- 3 常務理事の報酬は、月額240,000円とし、本会職員給与規程（以下「給与規程」という。）の例による期末手当、勤勉手当及び通勤手当相当額を支給する。
- 4 前項の報酬は、常務理事を本会職員が兼ねる場合は、本会職員給与規程又は本会特別職の職員である常勤の者の報酬及び手当等並びに旅費に関する規程により給与として支給する。
- 5 第2項及び第3項に規定する報酬は、給与規程第3条の2各項に規定する給料の支給の例を準用して支給する。
- 6 会長及び常務理事を除く役員には、会議の出席1回につき5,000円の報酬を支給する。

(費用弁償)

**第3条** 評議員が本会からの要請に応じて会議等に出席した場合には、費用弁償として1回につき2,500円を支給する。

- 2 前項の規定は、本会が設置する委員会の委員の費用弁償の支給について準用する。

(公表)

**第4条** 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第5条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

**第6条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間は岸本町社会福祉協議会および溝口町社会福祉協議会の関係規程を準用する。
- 3 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。
- 4 この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の変更は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 31 年 7 月 1 日から適用する。

この規程の変更は、評議員会決議の日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この規程の変更は、評議員会決議の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。